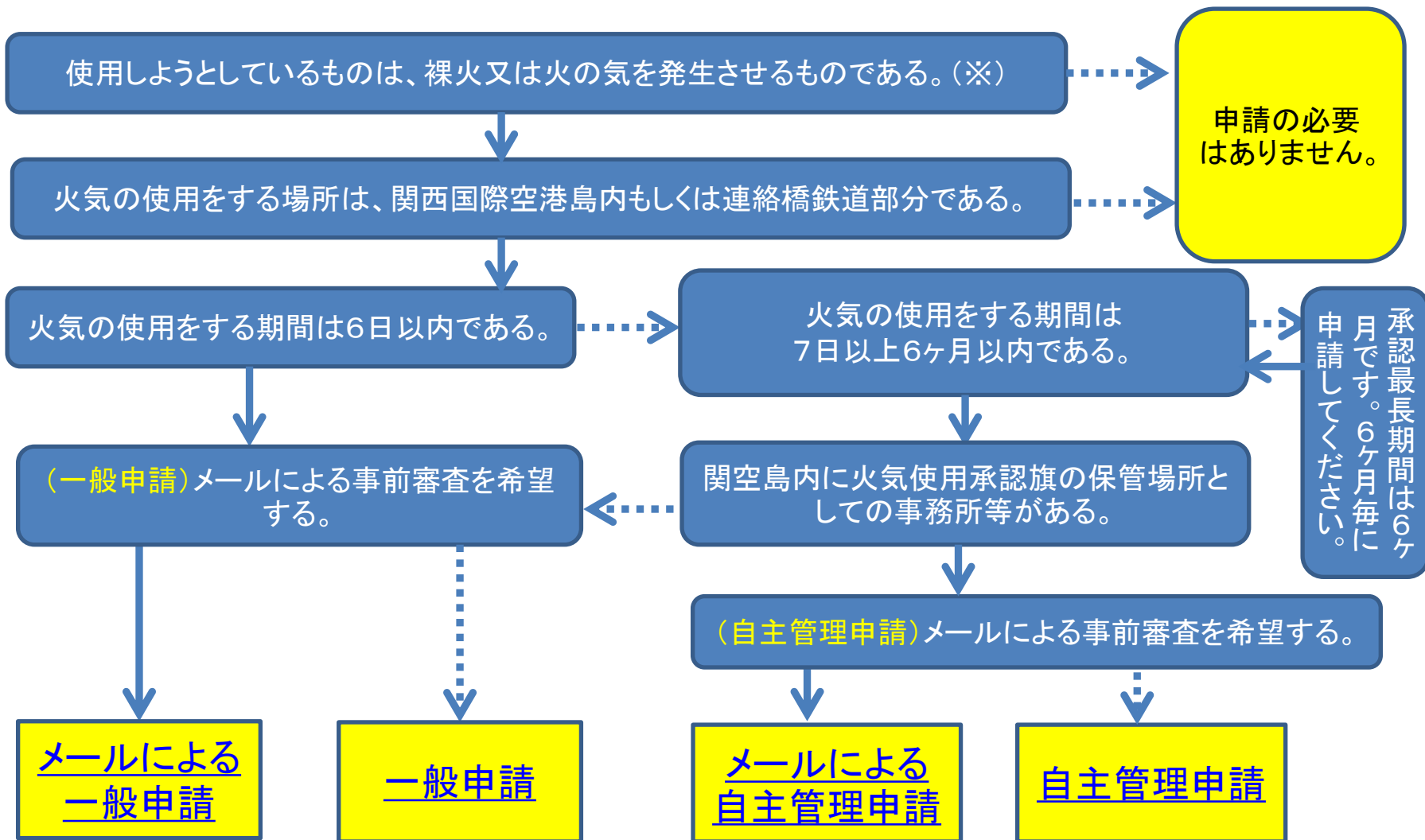


火気使用承認方法について

火気使用承認に必要な資料は以下のとおりです。フローチャートを参考に、必要書類を提出してください。 → YES → NO



(※)判断に迷われる場合は、空港消防所(072-455-2404)にお尋ねください。

メールによる一般申請

①申請用紙を入手してください。

申請見本は[こちら](#)

- ・「火気使用承認申請書」(第1号様式)をダウンロードしてください。(ダウンロードは[こちら](#)。)
- ・火気の使用をする日の3日前までに申請書が提出できない場合は、相応な理由がある場合のみ、申請を受け付ける場合があります。「特別火気使用理由書」(第2号様式)も第1号様式と共にダウンロードしてください。(ダウンロードは[こちら](#)。)

②申請書類を準備してください。

- ・「火気使用承認申請書」(第1号様式) 捺印をしたもの 1部
※様式内の別図「緊急時の連絡体制図」も添付して下さい。
- ・必要に応じて火気使用場所の図面等(位置表示(島内図、詳細図)) 1部
- ・必要に応じて「特別火気使用理由書」(第2号様式) 1部

③②で準備した申請書類一式を1つのPDFファイルにして、kakishiyou@kiaskix.co.jp(空港消防所)にメール送信してください。「特別火気使用理由書」(第2号様式)も提出する場合は、メール送信前に空港消防所(072-455-2404)に電話をし、緊急である旨の理由を伝えたくうえで、メール送信してください。

④空港消防所にメールが届きましたら、自動応答メールにより、メールを受け取った旨を通知いたします。この通知が届かない場合は、メールが届いていない可能性がありますので、空港消防所(072-455-2404)に確認の連絡をしてください。

⑤火気の使用をする直近7:00~22:00の間に、②で準備した申請書類本通を持参し、空港消防所に提出してください。(空港消防所までの道順は[こちら](#))
「火気使用承認書」(第3号様式)と共に、「火気使用承認旗」を貸与します。(仮設事務所等を設置し、臨時の厨房施設、暖房器具等を使用する場合は、承認旗の代わりに「臨時火気使用承認証」(第7号様式)を貸与します。火気使用終了次第速やかに返却してください。)

⑥「火気使用承認旗」の貸与期間は、原則として24時間以内です。火気使用時のみ承認旗の貸与を受け、火気使用終了次第速やかに空港消防所に返却してください。
(「火気使用承認書」(第3号様式)に記載されている承認期間中は、⑤でお渡ししている「火気使用承認書」(第3号様式)(コピー可)を空港消防所に提示するのみで「火気使用承認旗」の貸与を受けることができます。)

(注)規定第7条にあります承認期間中に「火気使用承認書」(第3号様式)を紛失された場合は第10条に該当、火気使用承認の取り消し、再申請いただくこととなりますので、保管管理は徹底いただきますようお願い致します。

火気使用の際は、消火器及び水バケツを準備し、火気の使用をする場所の見易い位置に「火気使用承認旗」又は「臨時火気使用承認証」を標示してください。

関西国際空港火気取扱承認規程は[こちら](#)をご覧ください。

一般申請

①申請用紙を入手してください。

申請見本は[こちら](#)

- ・「火気使用承認申請書」(第1号様式)をダウンロードしてください。
(ダウンロードは[こちら](#)。)
- ・火気の使用をする日の3日前までに申請書が提出できない場合は、相応な理由がある場合のみ、申請を受け付ける場合があります。「特別火気使用理由書」(第2号様式)も第1号様式と共にダウンロードしてください。(ダウンロードは[こちら](#)。)

②申請書類を準備してください。

- ・「火気使用承認申請書」(第1号様式) 捺印をしたもの 1部
※様式内の別図「緊急時の連絡体制図」も添付して下さい。
- ・必要に応じて火気使用場所の図面等(位置表示(島内図、詳細図)) 1部
- ・必要に応じて「特別火気使用理由書」(第2号様式) 1部

③②で準備した申請書類一式を空港消防所に7:00~22:00の間に提出してください。
(空港消防所までの道順は[こちら](#))

④火気の使用をする直近7:00~22:00の間に、②で準備した申請書類本通を持参し、空港消防所に提出してください。(空港消防所までの道順は[こちら](#))

「火気使用承認書」(第3号様式)と共に、「火気使用承認旗」を貸与します。(仮設事務所等を設置し、臨時の厨房施設、暖房器具等を使用する場合は、承認旗の代わりに「臨時火気使用承認証」(第7号様式)を貸与します。火気使用終了次第速やかに返却してください。)

⑤「火気使用承認旗」の貸与期間は、原則として24時間以内です。火気使用時のみ承認旗の貸与を受け、火気使用終了次第速やかに空港消防所に返却してください。(「火気使用承認書」(第3号様式)に記載されている承認期間中は、④でお渡ししている「火気使用承認書」(第3号様式)(コピー可)を空港消防所に提示するのみで「火気使用承認旗」の貸与を受けることができます。)

(注)承認期間中に「火気使用承認書」(第3号様式)を紛失された場合は、火気使用承認の取り消し、再申請いただくこととなりますので、保管管理は徹底いただきますようお願い致します。

火気使用の際は、消火器及び水バケツを準備し、火気の使用をする場所の見易い位置に「火気使用承認旗」又は「臨時火気使用承認証」を標示してください。

関西国際空港火気取扱承認規程は[こちら](#)をご覧ください。

メールによる自主管理申請

①申請用紙を入手してください。

申請見本は[こちら](#)

- ・「火気使用承認申請書」(第1号様式)をダウンロードしてください。(ダウンロードは[こちら](#)。)
- ・「承認旗自主管理許可申請書」(第4号様式)をダウンロードしてください。(ダウンロードは[こちら](#)。)
- ・火気の使用をする日の3日前までに申請書が提出できない場合は、相応な理由がある場合のみ、申請を受け付ける場合があります。「特別火気使用理由書」(第2号様式)もダウンロードしてください。(ダウンロードは[こちら](#)。)

②申請書類を準備してください。

- ・「火気使用承認申請書」(第1号様式) 捺印をしたもの 1部
※様式内の別図「緊急時の連絡体制図」も添付して下さい。
- ・必要に応じて火気使用場所の図面等(位置表示(島内図、詳細図)) 1部
- ・「承認旗自主管理許可申請書」(第4号様式) 代表者印を押印したもの 1部
- ・必要に応じて「特別火気使用理由書」(第2号様式) 1部

③②で準備した申請書類一式を1つのPDFファイルにして、kakishiyou@kiaskix.co.jp(空港消防所)にメール送信してください。「特別火気使用理由書」(第2号様式)も提出する場合は、メール送信前に空港消防所(072-455-2404)に電話をし、緊急である旨の理由を伝えたくうえで、メール送信してください。

④空港消防所にメールが届きましたら、自動応答メールにより、メールを受け取った旨を通知いたします。この通知が届かない場合は、メールが届いていない可能性がありますので、空港消防所(072-455-2404)に確認の連絡をしてください。

⑤火気の使用をする直近7:00～22:00の間に、②で準備した申請書類本通を持参し、空港消防所に提出してください。(空港消防所までの道順は[こちら](#))

「火気使用承認書」(第3号様式)、「承認旗自主管理許可証」(第5号様式)と共に、「火気使用承認旗」を貸与します。(仮設事務所等を設置し、臨時の厨房施設、暖房器具等を使用する場合は、承認旗の代わりに「臨時火気使用承認証」(第7号様式)を貸与します。火気使用終了次第速やかに返却してください。)

⑥「火気使用承認旗」の貸与期間は、「承認旗自主管理許可証」(第5号様式)により許可された期間ですが、暦月を超えて自主管理を行う場合は、1ヶ月中の火気の使用件数をまとめた「火気使用実績報告書」(第6号様式)を翌月5日までに空港消防所に7:00～22:00の間に提出してください。(第6号様式のダウンロードは[こちら](#))

(注)承認期間中に「火気使用承認書」(第3号様式)、「承認旗自主管理許可証」(第5号様式)、「臨時火気使用承認証」(第7号様式)を紛失された場合は火気使用承認取り消し、再申請いただくこととなりますので、保管管理は徹底いただきますようお願い致します。

火気使用の際は、消火器及び水バケツを準備し、火気の使用をする場所の見易い位置に「火気使用承認旗」又は「臨時火気使用承認証」を標示してください。

関西国際空港火気取扱承認規程は[こちら](#)をご覧ください。

自主管理申請

①申請用紙を入手してください。

申請見本は[こちら](#)

- ・「火気使用承認申請書」(第1号様式)をダウンロードしてください。
(ダウンロードは[こちら](#)。)
- ・「承認旗自主管理許可申請書」(第4号様式)をダウンロードしてください。
(ダウンロードは[こちら](#)。)
- ・火気の使用をする日の3日前までに申請書が提出できない場合は、相応な理由がある場合のみ、申請を受け付ける場合があります。「特別火気使用理由書」(第2号様式)も第1号様式、第4号様式と共にダウンロードしてください。
(ダウンロードは[こちら](#)。)

②申請書類を準備してください。

- ・「火気使用承認申請書」(第1号様式) 捺印をしたもの 1部
※様式内の別図「緊急時の連絡体制図」も添付して下さい。
- ・必要に応じて火気使用場所の図面等(位置表示(島内図、詳細図)) 1部
- ・「承認旗自主管理許可申請書」(第4号様式) 代表者印を押印したもの 1部
- ・必要に応じて「特別火気使用理由書」(第2号様式) 1部

③②で準備した申請書類一式を空港消防所に7:00~22:00の間に提出してください。
(空港消防所までの道順は[こちら](#))

④火気の使用をする直近7:00～22:00の間に、再度空港消防所にお越し下さい。「火気使用承認書」(第3号様式)、「承認旗自主管理許可証」(第5号様式)と共に、「火気使用承認旗」を貸与します。(仮設事務所等を設置し、臨時の厨房施設、暖房器具等を使用する場合は、承認旗の代わりに「臨時火気使用承認証」(第7号様式)を貸与します。火気使用終了次第速やかに返却してください。)

⑤「火気使用承認旗」の貸与期間は、「承認旗自主管理許可証」(第5号様式)により許可された期間ですが、暦月を超えて自主管理を行う場合は、1ヶ月中の火気の使用件数をまとめた「火気使用実績報告書」(第6号様式)を翌月5日までに空港消防所に7:00～22:00の間に提出してください。(第6号様式のダウンロードは[こちら](#))

(注)承認期間中に「火気使用承認書」(第3号様式)、「承認旗自主管理許可証」(第5号様式)、「臨時火気使用承認証」(第7号様式)を紛失された場合は火気使用承認取り消し、再申請いただくこととなりますので、保管管理は徹底いただきますようお願い致します。

火気使用の際は、消火器及び水バケツを準備し、火気の使用をする場所の見易い位置に「火気使用承認旗」又は「臨時火気使用承認証」を標示してください。

関西国際空港火気取扱承認規程は[こちら](#)をご覧ください。